

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

医療機関における休日及び夜間勤務の適正化の当面の対応について

標記については、平成 14 年 3 月 19 日付け基発第 0319007 号（以下「局長通達」という。）において指示されているところであるが、その当面の具体的対応については下記のとおりであるので、遺憾なきを期されたい。

記

1 自主点検表の回収

自主点検表を提出しない医療機関に対しては、事業又は宿日直業務の廃止が明らかになる場合を除き、電話等により、事業又は宿日直業務の有無を確認し、宿日直勤務がある場合には自主点検表の提出督促を行うこと。

2 集団指導の実施

今回の局長通達記の 3（2）イ又はウの集団指導に当たっては、局長通達にかかわらず、局長通達記の 3（1）による分類を行うことなく、自主点検表の結果を基に宿日直業務の適正化に向けて効果的な指導を行う観点等から、次に示すところにより、その対象、方法等を定め、全国一斉に実施することとしたこと。

(1) 第 3 四半期又は第 4 四半期において行うこと。なお、対象事業場に対する集団指導への出席要請については、別添 1 を活用すること。

(2) 対象事業場は、次のとおりとすること。

ア 上記 1 による督促を行ったにもかかわらず、自主点検表を提出しないもの

イ 宿日直勤務について、次のいずれかに該当するもの

自主点検表 4（2）において、宿直又は日直勤務の回数が許可基準を上回るもの

自主点検表 4（4）において、1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 8 日以上のもの

ただし、次のものは除外すること。

a 1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 8 日ないし 10 日である場合において、自主点検表 4（6）の救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに 3 時間以内のもの

b 1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 11 日ないし 15 日である場合において、自主点検表 4（6）の救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに 2 時間以内のもの

c 1 か月における宿日直勤務中に救急患者に医療行為を行った日数が 16 日以上であ

る場合において、自主点検表4(6)の救急患者の対応に要した時間が最も多い日について勤務医及び看護師ともに1時間以内のもの

自主点検表4(7)において、宿日直勤務中の通常の労働に対し宿日直手当のほか必要な賃金を支払っていないもの

ウ 自主点検表を提出した事業場のうち、宿日直勤務の全部又は一部について所轄労働基準監督長の許可を得ることなく、許可を受けた場合と同様の取扱いを行っていると考えられるもの

- (3) 集団指導においては、労働基準法(以下「法」という。)第41条に基づく断続的労働である宿日直勤務の趣旨及び許可基準に定められた事項並びに「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」及び「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」の内容について説明を行うほか、下記(4)の方策を紹介することなどによって宿日直勤務の適正化等について指導すること。

特に、宿日直勤務中に通常の労働に従事した時間については、これを適切に把握するとともに、時間外・休日労働に係る労使協定の締結・届出及び割増賃金の支払を適正に行うべきことについて指導すること。

- (4) 宿日直勤務の適正化のための方策としては、例えば次のようなものがあること。

ア 救急患者への対応等が頻繁に行われる一部の時間帯(終業時刻に近接した夜間の早い時間帯等)の勤務については、法第41条に基づく断続的労働である宿日直勤務の対象から除外し、変形労働時間制の活用や始業・終業時刻の変更等により所定労働時間の中に組み込むか、これが難しい場合には法定の時間外・休日労働として取り扱い36協定の締結・届出、割増賃金の支払等を適正に行うこと。

イ 救急患者への対応等が頻繁に行われる一部の診療科、職種等については、法第41条に基づく断続的労働である宿日直勤務の対象から除外すること。

ウ 輪番制等により救急医療を行う場合であって、当番日においては救急患者への対応が頻繁に行われるときは、当該日の勤務については、法第41条に基づく断続的労働である宿日直勤務の対象から除外すること。

エ 宿日直勤務に従事する者の範囲を見直し、宿日直勤務に従事する者を増やすことにより、宿日直勤務に従事する回数を減らすこと

オ 1回の宿日直勤務における勤務者の数を増やすことにより、勤務者1人当たりの救急患者への対応等の時間を減らすこと

カ 交替制を導入すること

- (5) 集団指導に際しては、次のとおり改善を指導すること。

ア 文書により改善を要請するとともに、改善に係る報告書を提出するよう指導すること。

なお、要請書及び改善に係る報告書の様式は、別添2のとおりであること。

イ 提出期限は、集団指導の日から3か月程度経過した時期を設定すること。

ウ イにかかわらず、やむを得ないと考えられる理由により改善が3か月以内にできない場合において、当該医療機関の具体的な状況からみて、改善が期待できると認められるときは、イの提出期限の設定については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

エ 医療機関から改善の方策等について相談がなされた場合には、当該医療機関の実態を踏まえ、懇切丁寧な指導を行うよう留意すること。

- (6) 集団指導に欠席した事業場に対しては、集団指導で用いた資料を送付し、上記要請書により改善に係る報告書の提出を求めること。

3 監督指導及び許可の取消

本件に係る許可の取消及び監督指導の実施については、別途指示する予定であること。

なお、交替制を導入する等により既に宿日直勤務を行っていない医療機関についても、許可を取り消す際には、行政手続法により聴聞等の手続が必要となるものであること。

(別紙1)

宿日直勤務に係る許可基準(抄)

医療機関において宿日直勤務を行う場合には、下記1及び2の許可基準に定められる事項に適合した労働実態になければなりません。

1 医師及び看護師の宿日直勤務に係る許可基準に定められる事項の概要

- (1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。即ち通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、勤務から解放されたとはいえないから、その間は時間外労働として取り扱わなければならないこと。
- (2) 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の定時検脈、検温等特殊の措置を要しない軽度の、又は短時間の業務に限ること。従って下記(5)に掲げるような昼間と同態様の業務は含まれないこと。
- (3) 夜間に充分睡眠がとりうること。
- (4) 上記以外に一般の宿直の許可の際の条件を充たしていること。
- (5) 上記によって宿直の許可が与えられた場合、宿直中に、突発的な事故による応急患者の診療又は入院、急患の死亡、出産等があり、或は医師が看護師等に予め命じた処置を行わしめる等昼間と同様態の労働に従事することが稀にあっても、一般的にみて睡眠が充分にとりうるものである限り宿直の許可を取り消すことなく、その時間について法第三十三条又は第三十六条第一項による時間外労働の手続きをとらしめ、法第三十七条の割増賃金を支払わしめる取扱いをすること。従って、宿直のために泊り込む医師、看護師等の数を宿直の際に担当する患者数との関係あるいは当該病院等に夜間来院する急病患者の発生率との関係等から見て、上記の如き昼間と同態様の労働に従事することが常態であるようなものについては、宿直の許可を与える限りではない。
- 例えば大病院等において行われる二交代制、三交代制等による夜間勤務者の如きは少人数を以て上記勤務のすべてを受け持つものであるから宿直の許可を与えることはできないものである。
- (6) 小規模の病院、診療所等においては、医師、看護師等が、そこに住み込んでいる場合があるが、この場合にはこれを宿直として取り扱う必要はないこと。但し、この場合であっても

上記(5)に掲げるような業務に従事するときには、法第三十三条又は法第三十六条第一項による時間外労働の手続が必要であり、従って第三十七条の割増賃金を支払わなければならないことはいうまでもない。

- (7) 病院における医師、看護師のように、賃金額が著しい差のある職種の者が、それぞれ責任度又は職務内容に異にする宿日直を行う場合においては、1回の宿日直手当の最低額は宿日直につくことの予定されているすべての医師ごと又は看護師ごとにそれぞれ計算した一人一日平均額の三分の一とすること。

2 一般の宿日直勤務に係る許可基準に定められる事項の概要

(1) 勤務の態様

ア 常態として、ほとんど労働のする必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。

イ 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって始業又は終業時刻密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

(2) 宿日直手当

ア 宿直勤務一回についての宿直手当(深夜割増賃金を含む。)又は日直勤務一回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われる賃金(法第37条の割増賃金の基礎となる賃金に限る。)の一人一日平均額の三分の一を下らないものであること。

ただし、同一企業に属する数個の事業場について、一律の基準により宿直又は日直の手当額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての一人一日平均額によることができるものであること。

イ 宿直又は日直勤務の時間が通常の宿直又は日直の時間に比し著しく短いものその他所轄労働基準監督署長が上記アの基準によることが著しく困難又は不相当と認めたものについては、その基準にかかわらず許可することができること。

(3) 宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週一回、日直勤務については月一回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する十八歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週一回を超える宿直、月一回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

(4) その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。